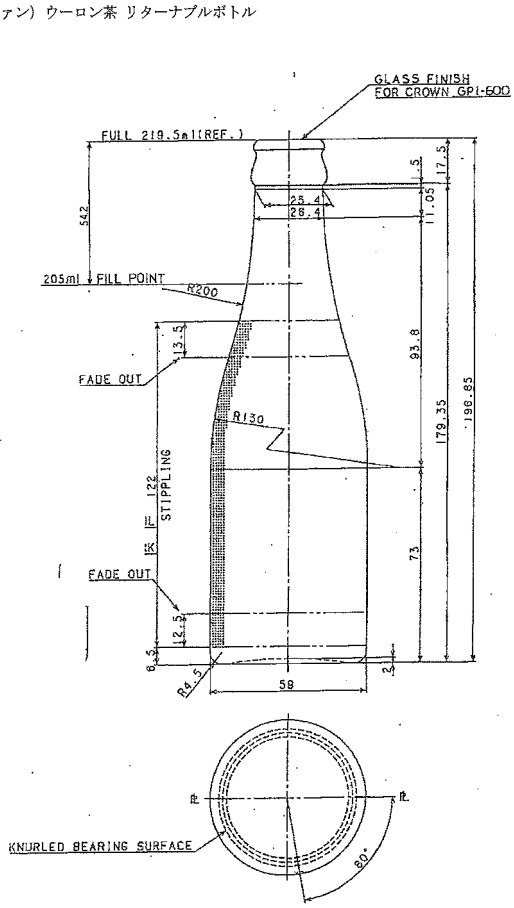
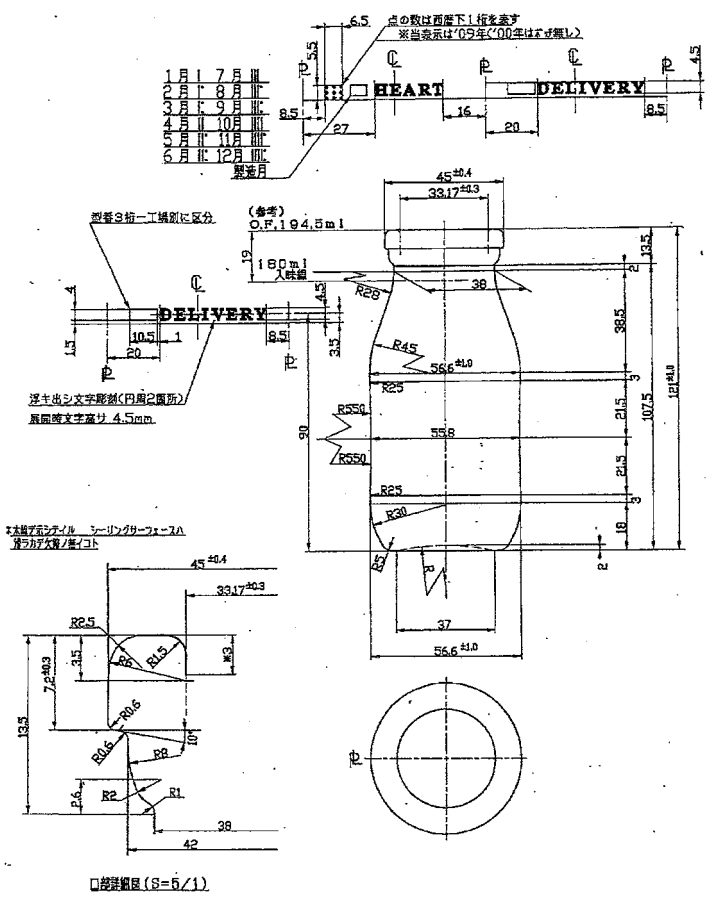
【図第十七】



【図第十八】



○国土交通省告示第四百九十五号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第三十二条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する競走実施機関から、次のように名称を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

一　競走実施機関の名称の変更

変更前	財団法人日本モーターボート競走会
変更後	一般財団法人日本モーターボート競走会

二　変更する年月日　平成二十四年四月一日

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
二本松市米沢字下川原田無番から福島市松川町下川崎字新田山三四番一まで	前	四六・五二～一二八・五五メートル
	後	四六・五二～二三三・〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

人事異動

法務省

（大津地方検察庁次席検事）検事　吉池　浩嗣

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てる

（東京地方検察庁検事）同　伊藤　栄二

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省大臣官房参事官に充てる

（同）同　飯島　泰

法務省大臣官房参事官に充てる

（福岡地方検察庁検事兼福岡法務局訟務部付）検事兼法務事務官　細川　二朗

東京地方検察庁検事に配置換する

法務省大臣官房民事訟務課付に充てる

かねて法務省大臣官房参事官に充てる

法務事務官（福岡法務局訟務部付）の併任を解除する

（東京地方検察庁検事）検事　熊田　彰英

法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する

（福島地方検察庁検事）同　初又　且敏

東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する

福島地方検察庁三席検事の指名を解く

（前橋地方検察庁検事）同　岩名　勝彦

東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房民事訟務課付）に併任する

（福岡地方裁判所小倉支部判事補兼福岡家庭裁判所小倉支部判事補兼小倉簡易裁判所判事）判事　宮川　広臣

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省大臣官房民事訟務課付）に併任する